

テレホンクラブ等営業に係る利用カードの販売等の規制等に関する規則

(平成 21 年 5 月 19 日公安委員会規則第 5 号)

(有害広告文書等の頒布の規制に係る公安委員会の指定する者)

第 1 条 愛知県青少年保護育成条例(昭和 36 年愛知県条例第 13 号。以下「条例」という。)第 12 条第 3 項の規定により中止することを命ずることができる者(同項の規定により公安委員会の指定する者に限る。)は、警察官及び少年補導職員(少年警察活動規則(平成 14 年国家公安委員会規則第 20 号)第 2 条第 11 号に規定する少年補導職員をいう。以下同じ。)のうちから指定する。

(利用カードの販売の届出)

第 2 条 条例第 19 条第 1 項の規定による届出は、利用カード販売届出書(様式第 1)によってしなければならない。

2 条例第 19 条第 2 項に規定する公安委員会規則で定める書類は、利用カードを販売する場所の付近の見取図とする。

3 条例第 19 条第 3 項の規定による変更の届出は、利用カード販売届出事項変更届出書(様式第 2)によってしなければならない。

4 条例第 19 条第 3 項の規定による廃止の届出は、利用カード販売廃止届出書(様式第 3)によってしなければならない。

(青少年の購入禁止の掲示)

第 3 条 条例第 20 条第 3 項の規定による掲示は、様式第 4 によつてしなければならない。

(命令をしようとする場合の手続)

第 4 条 条例第 22 条第 3 項の規定による命令に係る弁明の機会の付与の手続については、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成 6 年国家公安委員会規則第 26 号)第 3 章の規定を準用する。

(調査員及び身分を示す証明書)

第 5 条 条例第 27 条第 1 項の規定による調査及び質問をする者(同項の規定により公安委員会の指定する者に限る。)は、警察官及び少年補導職員のうちから指定する。

2 条例第 27 条第 3 項に規定する身分を示す証明書(次の各号に掲げる者が携帯するものに限る。)は、当該各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 前項の規定により指定された者 様式第 5 による書面

二 条例第 27 条第 2 項の規定による調査及び質問をする警察官 警察手帳規則(昭和 29 年国家公安委員会規則第 4 号)に規定する警察手帳

(提出書類の部数等)

第 6 条 条例の規定により公安委員会に提出する書類は、正副 2 通とし、当該利用カードを販売する場所の所在地を管轄する警察署を経由しなければならない。

附 則

この規則は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 12 月 17 日公安委員会規則第 4 号)

この規則は、平成 23 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 29 日公安委員会規則第 4 号）

この規則は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 31 日公安委員会規則第 6 号）

この規則は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。